

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東京都杉並区 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金5,480円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年9月17日

(2) 事故発生場所

鳥取市末広温泉町地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般県道鳥取国府線の歩行者用道路を通行中、路面の陥没した箇所で転倒し、和解の相手方が負傷したものである。